

昭和八年

小作争議調査表

No. 96

(月報番號第一三八號)

(昭和九年八月分)

場 所 京都府行橋町大字大橋	地 主 周本甚作 小作人 山口豊茂	地 主 關 係 團 體 中心	原 因 地主は自作の目的を以て該地を購入し土地返還を要求し乍ら小作人も同意するに因り。
	終 熄 昭和八年十一月四日 昭和九年八月九日	關 係 地 種 類 面積 田 三反三畝一歩	小作人 全農協行橋支部
要 求 事 項 土地返還要求		經 過 昭和八年十一月十五日地主は小作人中野親次及小作人出口豊蔵を訴追し行橋裁判所に訴げ、裁判は地主の勝訴となり、地主は犯罪成立せず不起訴となり、侵權争いの状態にあり、小作人は契約書と入札書に於て権利を主張し、小作人は地主の要求を認めず、再三交渉せしむるも地主は死守し、其の如く有為の返還あり、本月九日漸く解決せり。	結 果 小作人等 契約書と地主人提出

法團 協調會 福岡出張所

備 考	果 結 一、滞納小作料 二、俵口本年十二月末日迄に全額納入すること。 二、毎年小作料の翌年 一月末日迄に納入すること。
--------	--